（参考１０－５）と「２つの民法組合経由用」の文字は削除して使用してください。

（参考１０－５）

２つの民法組合経由用

◆発行会社と投資に関する契約を締結する民法組合等（「甲組合」）と投資契約締結組合の組合員である民法組合等（「乙組合」）との間で締結される組合契約の契約書の記載事項

組合契約書に関する追加覚書

●●●●組合（以下「甲組合」という。）と●●●●組合（以下「乙組合」という。）の間で締結した令和●年●月●日付組合契約書（以下「原契約書」という。）に関する追加覚書（以下「本覚書」という。）を以下のとおり締結する。

第１条（原契約書の適用）

以下の条項において別段の定めなき限り、原契約書における甲組合乙組合間の定めは、本覚書で締結後も当該定めに従って、引き続き甲組合乙組合間に適用されるものとする。

第2条については、原契約書と重複する場合は省略可能です。

第２条（甲組合及び乙組合の根拠法）

甲組合及び乙組合の根拠法は、民法（明治29年法律89号）第667条第1項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合とする。

第３条（甲組合及び乙組合の組合契約の契約書の記載事項）

１．甲組合が乙組合に対し約束する事項

貸借対照表及び損益計算書（乙組合の出資の価額の割合に応じてあん分して計算したものを含む。)並びに投資に関する明細書を交付すること。

２．乙組合が甲組合に対し約束する事項

一　乙組合と組合契約を締結しかつ租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の13、第37条の13の3又は第41条の18の4の特例の適用を受ける投資家（以下「乙投資家」という。）が株式を取得した時以後に、保有する組合持ち分に対応する株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について報告すること。ただし、乙投資家が租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の12第8項の規定の適用を受けようとする場合であって、適用年（同項に規定する適用年をいう。）における適用額（同項に規定する適用額をいう。）が20億円以下の場合を除く。

二　乙投資家が租税特別措置法第37条の13、第37条の13の3又は第41条の18の4の規定の適用を受けようとする場合にあっては、これらの規定に規定する確定申告書に、１．に規定する書類及び中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第11条第5項に規定する確認書を添付すること。

第４条（本覚書の効力）

本覚書は、原契約書締結時に遡って効力を生ずるものとする。

本覚書の成立を証するため、本覚書を２通作成し、甲組合乙組合記名捺印の上、各１通を保有する。

エンジェル税制の提出書類上は、押印は要件にはなりませんが、甲組合乙組合間の契約書につき、甲組合乙組合間の意思の合致や確実な契約内容の履行等において、甲組合乙組合間でトラブルとならないような方法にて契約を締結いただくよう、ご注意下さい。

また、以後のトラブル防止や原契約書と統一するためなどの理由から、従来どおり押印いただいた書類をご提出いただいても差支えございません。

令和　年　　月　　日

　　　　　　　　　甲組合　組合名

　住所

　業務執行組合員

　　　　　　　　　乙組合　組合名

　住所

　業務執行組合員

優遇措置Ｂまたはプレシード・シード特例を利用する場合には、赤文字を削除しても構いません（削除しないでそのまま利用しても構いません）。

契約締結日が令和6年12月31日以前の場合は、改定前の様式集の参考10-5をご参照ください。

①別紙を作成する場合は、「●●●●及び」を削除してください。②別紙を作成せず投資家１名につき覚書を１通締結する場合は、「及び別紙に記載する各投資家」を削除して下さい。③別紙を作成せず複数の投資家と１通の覚書を締結する場合は、「●●●●及び別紙に記載する」を削除して下さい。

◆投資契約締結組合の組合員である民法組合等（「乙組合」）と乙投資家との間で締結される組合契約の契約書に記載する事項

組合契約書に関する追加覚書

●●●●組合（以下「乙組合」という。）と●●●●及び別紙に記載する各投資家（以下「乙投資家」という。）の間で締結した令和●年●月●日付組合契約書（以下「原契約書」という。）に関する追加覚書（以下「本覚書」という。）を以下のとおり締結する。

第１条（原契約書の適用）

以下の条項において別段の定めなき限り、原契約書における乙組合乙投資家間の定めは、本覚書で締結後も当該定めに従って、引き続き乙組合乙投資家間に適用されるものとする。

第2条については、原契約書と重複する場合は省略可能です。

第２条（乙組合の根拠法）

乙組合の根拠法は、民法（明治29年法律89号）第667条第1項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合とする。

第３条（乙組合の組合契約の契約書の記載事項）

１．乙組合が乙投資家に対し約束する事項

一　貸借対照表及び損益計算書（乙投資家の出資の価額の割合に応じてあん分して計算したものを含む。)並びに投資に関する明細書を交付すること。

二　中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号。以下「規則」という。）第11条第3項第3号に掲げる書面を作成し、発行会社に交付すること。

２．乙投資家が乙組合に対し約束する事項

一　乙投資家が株式を取得した時以後に、保有する組合持ち分に対応する株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について報告すること。ただし、乙投資家が租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の12第8項の規定の適用を受けようとする場合であって、適用年（同項に規定する適用年をいう。）における適用額（同項に規定する適用額をいう。）が20億円以下の場合を除く。

二　乙投資家が租税特別措置法第37条の13、第37条の13の3又は第41条の18の4の規定の適用を受けようとする場合にあっては、これらの規定に規定する確定申告書に、１．一に規定する書類及び規則第11条第5項に規定する確認書を添付すること。

本覚書を２通作成し、乙組合と乙投資家がそれぞれ保有しても構いません。その場合、「本覚書の成立を証するため、本覚書を２通作成し、乙組合乙投資家記名捺印の上、乙組合と乙投資家が保有する。」に修正の上、ご使用下さい。

第４条（本覚書の効力）

本覚書は、原契約書締結時に遡って効力を生ずるものとする。

本覚書の成立を証するため、本覚書を１通作成し、乙組合乙投資家記名(捺印)の上、乙組合が保有する。

乙投資家については、別紙を作成し、そこにまとめて記載しても構いません。

エンジェル税制の提出書類上は、押印は要件にはなりませんが、乙組合乙投資家間の契約書につき、乙組合乙投資家間の意思の合致や確実な契約内容の履行等において、乙組合乙投資家間でトラブルとならないような方法にて契約を締結いただくよう、ご注意下さい。

また、以後のトラブル防止や原契約書と統一するためなどの理由から、従来どおり押印いただいた書類をご提出いただいても差支えございません。

令和　年　　月　　日

　　　　　　　　　乙組合（無限責任組合員又は業務執行組合員）

　組合名

　住所

　業務執行組合員の氏名

令和　年　　月　　日

　　　　　　　　　乙投資家　住所

　　氏名

令和　年　　月　　日

　　　　　　　　　乙投資家　住所

　　氏名

契約締結日が令和6年12月31日以前の場合は、改定前の様式集の参考10-5をご参照ください。

優遇措置Ｂまたはプレシード・シード特例を利用する場合には、赤文字を削除しても構いません（削除しないでそのまま利用しても構いません）。